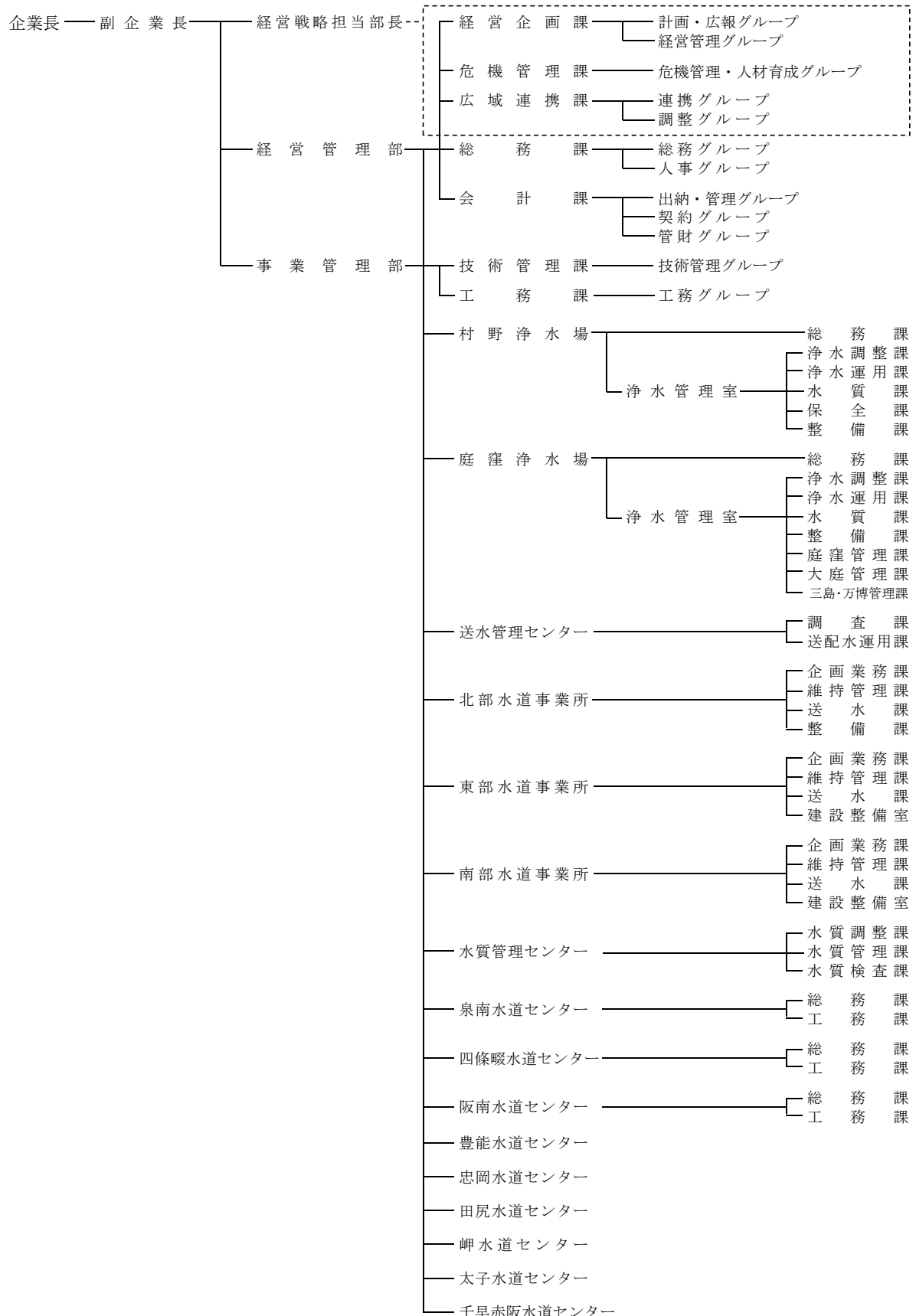


附属資料

1 機構

(1) 大阪広域水道企業団機構図

(令和3年3月31日現在)



議 会 ——— 事 務 局
監 査 委 員 ——— 事 務 局

(2) 事業所の所在地

(令和3年3月31日現在)

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
経 営 管 理 部	〒540 - 0012	大阪府中央区谷町2丁目3-12
事 業 管 理 部		マルイト谷町ビル3階
北 部 水 道 事 業 所	〒565 - 0824	吹田市山田西4丁目3-1
郡 家 ポ ン プ 場	〒569 - 1136	高槻市郡家新町4-2-2
小 野 原 ポ ン プ 場	〒562 - 0024	箕面市栗生新家3丁目2
高 槻 ポ ン プ 場	〒569 - 0047	高槻市堤町2-1
千 里 浄 水 池	〒562 - 0035	箕面市船場東3丁目14-1
奈 佐 原 浄 水 池	〒569 - 1041	高槻市奈佐原3丁目5-10
北部第一(彩都)ポンプ場	〒567 - 0085	茨木市彩都あさぎ4丁目-1
北部第二(佐保)ポンプ場	〒568 - 0095	茨木市佐保1-1-24
北部第三(泉原)ポンプ場	〒568 - 0097	茨木市大字泉原1-4-1-3
北部第四(野間口)加圧ポンプ場	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口1-4-6-5
多 留 見 浄 水 池	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代1-2-4
野間峠サージタンク	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口1-6-2-13
東 部 水 道 事 業 所	〒577-0803	東大阪府下小阪4丁目1-27
四 條 畷 ポ ン プ 場	〒575 - 0033	四條畷市美田町6-1
枚 岡 ポ ン プ 場	〒579 - 8056	東大阪府若草町8-25
藤 井 寺 ポ ン プ 場	〒583 - 0001	藤井寺市川北1丁目
八 尾 ポ ン プ 場	〒581 - 0036	八尾市沼4丁目33
枚岡加圧ポンプ場	〒579 - 8025	東大阪府宝町2-3-20
生駒山無線中継所	〒630 - 0266	奈良県生駒市門前町2-1-16-155
南 部 水 道 事 業 所	〒594 - 0031	和泉市伏屋町5丁目7-10
美 陵 ポ ン プ 場	〒583 - 0014	藤井寺市野中1丁目110
狭 山 ポ ン プ 場	〒589 - 0003	大阪狭山市東野東1丁目32-1
富 田 林 ポ ン プ 場	〒584 - 0028	富田林市中野町西1丁目
泉 佐 野 ポ ン プ 場	〒598 - 0021	泉佐野市日根野2-4-13
河南加圧ポンプ場	〒585 - 0031	南河内郡河南町大字中7-2-5-14
旧岸和田ポンプ場	〒596 - 0003	岸和田市中井町1-17
泉 大 津 ポ ン プ 場	〒595 - 0073	泉大津市新港町1番地
泉 北 浄 水 池	〒590 - 0113	堺市南区晴美台1丁2
泉 南 浄 水 池	〒599 - 0222	阪南市桑畑5-5-1-12
和 泉 浄 水 池	〒594 - 0031	和泉市伏屋町5丁目7-10
東 除 ポ ン プ 場	〒547 - 0014	大阪府平野区長吉川辺4丁目1-3
松 原 ポ ン プ 場	〒580 - 0016	松原市上田6丁目2-40-2

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
村 野 浄 水 場	〒573 - 0014	枚方市村野高見台 7 - 2
磯 島 取 水 場	〒573 - 1188	枚方市磯島北町 4 0 - 1
庭 窪 浄 水 場	〒570 - 0009	守口市大庭町 2 丁目 3 0 - 1 8
大 庭 浄 水 場	〒570 - 0002	守口市佐太中町 2 丁目 3 3 - 9 1
三 島 浄 水 場	〒566 - 0043	摂津市一津屋 3 丁目 1 - 1
万 博 公 園 浄 水 施 設	〒565 - 0826	吹田市千里万博公園 5 - 3
一 津 屋 取 水 場	〒566 - 0043	摂津市一津屋 5 3 0 番地先
送 水 管 理 セ ン タ ー	〒577 - 0803	東大阪市下小阪 4 丁目 1 - 2 7 (東部水道事業所内)
水 質 管 理 セ ン タ ー	〒573 - 0014	枚方市村野高見台 7 - 2 (村野浄水場内)
河南水質管理ステーション (日野浄水場)	〒586 - 0085	河内長野市日野 1 3 7 6 - 2
(玉手浄水場)	〒582 - 0028	柏原市玉手町 1 7 - 1
泉 南 水 道 セ ン タ ー	〒590 - 0521	泉南市樽井 7 3 7
中 央 配 水 場	〒590 - 0521	泉南市樽井 7 3 7
六 尾 配 水 場	〒590 - 0515	泉南市信達六尾 4 5 8
六 尾 高 区 配 水 池	〒590 - 0515	泉南市信達六尾 8 0 1 - 1
六 尾 低 区 配 水 池	〒590 - 0515	泉南市信達六尾 4 5 8
新 家 受 水 池	〒590 - 0503	泉南市新家 7 6 6 - 3
新 家 配 水 池	〒590 - 0503	泉南市新家 4 8 1 6
童 子 畑 送 水 ポ ン プ 場	〒590 - 0514	泉南市信達金熊寺 4 7 8 - 2
童 子 畑 配 水 池	〒590 - 0512	泉南市信達童子畑 6 3 6 - 3
葛 畑 送 水 ポ ン プ 場	〒590 - 0511	泉南市信達葛畑 6 4 7
葛 畑 配 水 池	〒590 - 0511	泉南市信達葛畑 5 7 3
砂 川 台 加 圧 ポ ン プ 場	〒590 - 0504	泉南市信達市場 3 1 - 4 1 7
俵 池 公 園 (六 尾 分 岐)	〒590 - 0522	泉南市信達牧野 1 7 1 0 - 1
四 條 畷 水 道 セ ン タ ー	〒575 - 0051	四條畷市中野本町 1 番 4 4 号
中 野 ポ ン プ 場	〒575 - 0051	四條畷市中野本町 6 7 5 番 6
岡 部 ポ ン プ 場	〒575 - 0053	四條畷市大字中野 1 8 7 番 3、1 8 8 番 3
中 央 ポ ン プ 場	〒575 - 0003	四條畷市岡山東 5 丁目 1 1 5 番、1 5 6 番
岡 山 低 区 配 水 池	〒575 - 0003	四條畷市岡山東 5 丁目 1 1 7 8 番 2
中 区 配 水 池	〒575 - 0062	四條畷市清滝新町 1 1 3 0 番 1 2 8、1 2 9
第 1 中 継 ポ ン プ 場	〒575 - 0063	四條畷市大字清滝 1 1 2 6 番 1 1
第 2 中 継 ポ ン プ 場	〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪 5 7 2 番、大字清滝 1 4 9 2 番 2 他
逢 阪 配 水 池	〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪 4 0 8 番 1 他
逢 阪 高 区 配 水 池	〒575 - 0011	四條畷市大字逢阪 4 0 8 番 1 他

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
田 原 高 区 配 水 池	〒575 - 0013	四條畷市田原台 9 丁目 9 番 2
田 原 中 区 配 水 池	〒575 - 0013	四條畷市田原台 9 丁目 1 5 番 1
さ つ き ヶ 丘 配 水 池	〒575 - 0015	四條畷市さつきヶ丘 9 8 8 番 5 7
田 原 低 区 配 水 池	〒575 - 0014	四條畷市大字上田原 6 1 5 番 3
田 原 浄 水 場	〒575 - 0014	四條畷市大字上田原 4 1 8 番
阪 南 水 道 セ ン タ ー	〒599 - 0204	阪南市鳥取 7 4 - 1
自 然 田 受 水 場	〒599 - 0212	阪南市自然田 7 7 1 - 6
東 部 中 区 受 水 池	〒599 - 0213	阪南市和泉鳥取 1 1 4 1 - 9
東 部 中 区 配 水 池	〒599 - 0213	阪南市和泉鳥取 1 1 3 3 - 8 4
山 中 配 水 池	〒599 - 0214	阪南市山中溪 5 5 3 - 1
緑 ヶ 丘 受 水 池	〒599 - 0216	阪南市緑ヶ丘 1 丁目 2 - 4
緑 ヶ 丘 配 水 池	〒599 - 0216	阪南市緑ヶ丘 3 丁目 1 0 5 5 - 1 2 3
さ つ き 台 受 水 池	〒599 - 0215	阪南市さつき台 1 丁目 6 - 7
さ つ き 台 配 水 池	〒599 - 0215	阪南市さつき台 3 丁目 2 1
桑 畑 ポ ン プ 場	〒599 - 0221	阪南市石田 1 1 3 - 4
桑 畑 配 水 池	〒599 - 0222	阪南市桑畑 4 6 2
石田配水池・受水場	〒599 - 0222	阪南市桑畑 5 5 1 - 9
貝 掛 受 水 場	〒599 - 0224	阪南市舞 3 丁目 8 6 8 - 4
光 陽 台 受 水 池	〒599 - 0223	阪南市光陽台 2 丁目 9 - 1
光 陽 台 第 一 配 水 池	〒599 - 0223	阪南市光陽台 4 丁目 2 5
光 陽 台 第 二 配 水 池	〒599 - 0224	阪南市舞 5 丁目 1 5 7 1 - 3
鳥 取 配 水 池	〒599 - 0224	阪南市舞 3 丁目 1 8 - 9
箱 作 受 水 場	〒599 - 0232	阪南市箱作 4 1 9 - 2
箱 作 低 区 配 水 池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台 7 丁目 1 2 - 1
箱 作 中 区 配 水 池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台 8 丁目 3
箱 作 高 区 配 水 池	〒599 - 0236	阪南市桃の木台 8 丁目 5
箱 の 浦 受 水 場	〒599 - 0232	阪南市箱作 2 4 9 2 - 1 9 2
西 部 第 二 低 区 配 水 池	〒599 - 0232	阪南市箱作 2 8 6 7 - 7
西 部 高 区 配 水 池	〒599 - 0232	阪南市箱作 2 8 6 1 - 5
豊 能 水 道 セ ン タ ー	〒563 - 0103	豊能郡豊能町東ときわ台 1 - 2 - 3
豊 能 町 受 水 場	〒563 - 0103	豊能郡豊能町東ときわ台 6 - 7 - 1 2
吉 川 加 圧 ポ ン プ 場	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川 2 5 1 - 1 0
新 光 風 台 加 圧 ポ ン プ 場	〒563 - 0105	豊能郡豊能町新光風台 1 - 4 - 2
光 風 台 配 水 池	〒563 - 0104	豊能郡豊能町光風台 5 - 2 5
吉 川 配 水 池	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川 2 7 6
東ときわ台高区配水池	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川 5 - 1
東ときわ台最高区配水池	〒563 - 0103	豊能郡豊能町東ときわ台 5 - 1 6 - 4
新 光 風 台 低 区 配 水 池	〒563 - 0105	豊能郡豊能町新光風台 3 - 2 7 - 2 5

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
新光風台高区配水池	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川 3 1 9 - 1 4
ときわ台配水池	〒563 - 0101	豊能郡豊能町吉川 3 2 0 - 2 1 4
ときわ台低区配水池	〒563 - 0102	豊能郡豊能町ときわ台 1 - 3 7
希望ヶ丘浄水場兼東部水道管理棟	〒563 - 0214	豊能郡豊能町希望ヶ丘 2 - 1 2 - 1
東 部 受 水 池	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代 1 3 6 0 - 4
木代加圧ポンプ場	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代 9 2 4 - 5
切畑加圧ポンプ場	〒563 - 0213	豊能郡豊能町切畑 2 5 0 2
高山第1加圧ポンプ場	〒563 - 0217	豊能郡豊能町川尻 5 5
高山第2加圧ポンプ場	〒563 - 0216	豊能郡豊能町高山 1 0 2 - 1
牧・寺田加圧ポンプ場	〒563 - 0213	豊能郡豊能町切畑 1 0 2 - 7
野間口浄水場	〒563 - 0219	豊能郡豊能町余野 9 5 0 - 1
寺田浄水場	〒563 - 0212	豊能郡豊能町寺田山谷ノ内堂畑 1 3 - 1
希望ヶ丘低区配水池	〒563 - 0214	豊能郡豊能町希望ヶ丘 2 - 2 8 - 1 5
希望ヶ丘高区配水池	〒563 - 0214	豊能郡豊能町希望ヶ丘 3 - 4 8 - 1
木代低区配水池(東部第1浄水場)	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代 7 7 4 - 2
木代高区配水池	〒563 - 0215	豊能郡豊能町木代 1 2 1 9 - 2
野間口配水池	〒563 - 0218	豊能郡豊能町野間口
高山配水池	〒563 - 0216	豊能郡豊能町高山 2 3 5 - 1
切畑高区配水池	〒563 - 0213	豊能郡豊能町切畑 4 9 7 - 5
牧配水池	〒563 - 0211	豊能郡豊能町牧有字谷 1 - 4
寺田配水池	〒563 - 0212	豊能郡豊能町寺田山谷ノ内堂畑 4 - 4
川尻低区配水池(東部第2浄水場)	〒563 - 0217	豊能郡豊能町川尻 1 3 6 - 1 0
川尻高区配水池	〒563 - 0217	豊能郡豊能町川尻 4 3 2
川尻減圧接合井(箕面市との共同施設)	〒563 - 0217	豊能郡豊能町川尻 2 2 4 - 1
忠岡水道センター	〒595 - 0805	泉北郡忠岡町忠岡東 1 丁目 - 3 4 - 1
北出第1配水場	〒595 - 0803	泉北郡忠岡町北出 3 丁目 1 - 8
北出第2配水場	〒595 - 0803	泉北郡忠岡町北出 3 丁目 3 - 1 6
田尻水道センター	〒598 - 0091	泉南郡田尻町嘉祥寺 3 7 5 - 1
田尻浄水場	〒598 - 0092	泉南郡田尻町吉見 2 1 2 - 1
岬水道センター	〒599 - 0392	泉南郡岬町深日 2 0 0 0 - 1
淡輪受水場	〒599 - 0301	泉南郡岬町淡輪 2 4 6 5 - 1
淡輪高区配水池	〒599 - 0301	泉南郡岬町淡輪 5 0 4 7 - 1 0
孝子浄水場	〒599 - 0302	泉南郡岬町孝子 9 3 6
東畑ポンプ場	〒599 - 0312	泉南郡岬町多奈川東畑 2 6 2 - 3
横手ポンプ場	〒599 - 0312	泉南郡岬町多奈川東畑 9 8 4
深日配水池	〒599 - 0303	泉南郡岬町深日 3 1 5 8 - 2
日証配水池	〒599 - 0303	泉南郡岬町深日 3 0 7 3 - 7 0
寺山配水池	〒599 - 0303	泉南郡岬町深日 3 1 7 5 - 5

大阪広域水道企業団 (部・事業所・センター・機場)	所 在 地	
東 配 水 池	〒599 - 0311	泉南郡岬町多奈川谷川 3 0 9 4
岬 配 水 池	〒599 - 0301	泉南郡岬町淡輪 5 7 2 7 - 2
池 谷 配 水 池	〒599 - 0313	泉南郡岬町多奈川谷川 3 3 5 0 - 1
望 海 坂 配 水 池	〒599 - 0304	泉南郡岬町望海坂 3 丁目 5 0 2 7 - 2
東 畑 配 水 池	〒599 - 0312	泉南郡岬町多奈川東畑 1 1 1 9
多 奈 川 ポ ン プ 室	〒599 - 0311	泉南郡岬町多奈川谷川 1 6 7 0 - 5
太 子 水 道 セ ン タ ー	〒583 - 8580	南河内郡太子町大字山田 8 8 番地
板 屋 橋 浄 水 場	〒583 - 0995	南河内郡太子町大字太子 3 5 3 - 1
梅 川 浄 水 場	〒583 - 0995	南河内郡太子町大字太子 3 3 7 - 3
山 田 加 圧 ポ ン プ 場	〒583 - 0992	南河内郡太子町大字山田 3 1 2 7 - 2 0
畑 加 圧 ポ ン プ 場	〒583 - 0993	南河内郡太子町大字畑 1 9 0 - 1 前
中 央 配 水 池	〒583 - 0992	南河内郡太子町大字山田 1 9 4 - 3
磯 長 台 配 水 池	〒583 - 0991	南河内郡太子町大字春日 1 5 8 3 - 7
聖 和 台 配 水 池	〒583 - 0996	南河内郡太子町聖和台 1 丁目 1 - 7
い わ き 台 配 水 池	〒583 - 0992	南河内郡太子町大字山田 8 8 2 番 1 8
山 田 配 水 池	〒583 - 0992	南河内郡太子町大字山田 2 4 8 0 - 2
畑 配 水 池	〒583 - 0993	南河内郡太子町大字畑 6 6 1 - 1
千 早 赤 阪 水 道 セ ン タ ー	〒585 - 8501	南河内郡千早赤阪村大字水分 1 8 0 番地
千 早 浄 水 場	〒585 - 0051	南河内郡千早赤阪村千早 8 9 9 - 1
千 早 配 水 池	〒585 - 0051	南河内郡千早赤阪村千早 8 9 2 - 4
岩 井 谷 浄 水 場	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪 7 7 1 - 2
上 東 阪 配 水 池	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪 6 5 7 - 1、6 5 9 - 6
下 東 阪 配 水 池	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪 3 9 0 - 3
第 2 減 圧 水 槽	〒585 - 0055	南河内郡千早赤阪村東阪 8 3 - 4
二河原辺低区配水池	〒585 - 0042	南河内郡千早赤阪村二河原辺 5 2 - 5
二河原辺高区配水池	〒585 - 0042	南河内郡千早赤阪村二河原辺 1 8 5 - 甲
小 吹 減 圧 水 槽	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹 9 2 9 - 1
小 吹 台 高 区 配 水 池	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹 2 1 9 - 2
小 吹 台 低 区 配 水 池	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹 6 8 - 9 6 4
小 吹 台 第 2 機 場	〒585 - 0053	南河内郡千早赤阪村小吹 6 8 - 5 5 5
甘 南 備 受 水 池	〒584 - 0054	富田林市甘南備 1 8 6 1
川 野 辺 受 水 池	〒585 - 0045	南河内郡千早赤阪村川野辺 6 6 - 1
水 分 低 区 配 水 池	〒585 - 0041	南河内郡千早赤阪村水分 9 1 9、1 1 8 0
水 分 高 区 配 水 池	〒585 - 0041	南河内郡千早赤阪村水分 8 5 1 - 3
中津原第1加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原 4 7 8 - 4
中津原第3加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原 5 7 3 - 1
中津原加圧ポンプ場	〒585 - 0052	南河内郡千早赤阪村中津原 8 1 1 - 1

(3) 分掌事務

経営管理部

- 1 企業団事業の計画及び調整に関すること。
- 2 経営及び予算に関すること。
- 3 特に重要な事業の調整及び推進に関すること。
- 4 給水料金の総括に関すること。
- 5 水需要に関すること。
- 6 水利権に関すること。
- 7 広報、広聴並びに情報の公開及び公表の企画及び総合調整に関すること。
- 8 個人情報保護に関すること。
- 9 統計に関すること。
- 10 首長会議に関すること。
- 11 運営協議会に関すること。
- 12 危機管理の調整及び企画に関すること。
- 13 職員の人材養成に関すること。
- 14 市町村連携に関すること。
- 15 水道事業の広域化に関すること。
- 16 水道事業の統合の推進及び総合調整に関すること。
- 17 企業団の事業運営の管理改善及び企業団内の調整に関すること。
- 18 情報システムの開発の推進に関すること。
- 19 文書及び物品の受発、保存、閲覧及び記録に関すること（事業管理部分掌のものを除く。）。
- 20 公印の保管に関すること。
- 21 職員の人事、給与、福利厚生、研修及び労働組合に関すること。
- 22 法規及び訴訟に関すること。
- 23 議会に関すること。
- 24 企業団中他所属の主管に属さないこと。
- 25 財務会計制度に関すること。
- 26 一時借入金に関すること。
- 27 資金の運用に関すること。
- 28 出納・収納取扱金融機関に関すること。
- 29 決算に関すること。
- 30 現金、有価証券及び担保物の出納及び保管に関すること。
- 31 会計事務の検査及び指導に関すること。
- 32 財務会計システムの管理に関すること。
- 33 資産（用地を除く。）の管理及び処分に関すること（事業管理部及び出先機関分掌

のものを除く。) 。

- 34 水道事業及び工業用水道事業の給水申込み及び給水料金の調定に関すること。
- 35 工業用水道事業の給水保証金及び量水器使用料の調定に関すること。
- 36 入札及び契約に関すること。
- 37 用地及び支障物件の補償の総括に関すること。
- 38 用地の取得、管理及び支障物件の補償に関すること（出先機関分掌のものを除く。) 。

事業管理部

- 1 水道及び工業用水道に係る技術管理、調査及び研究に関すること。
- 2 水質管理等の総括に関すること。
- 3 電気主任技術者に関すること。
- 4 検査に関すること。
- 5 設計積算システムの管理に関すること。
- 6 取水、浄水及び送配水業務の総括に関すること。
- 7 取水、浄水及び送配水施設の改良工事及び維持管理の総括に関すること。
- 8 電気設備、機械設備その他の装置に係る改良工事及び維持管理に関すること（出先機関分掌のものを除く。) 。
- 9 水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の補助金に関すること。
- 10 その他水道用水供給事業、水道事業及び工業用水道事業の推進に関すること。

浄水場

- 1 取水、浄水及び送配水業務に関すること（送水管理センター及び水道事業所分掌のものを除く。) 。
- 2 取水、浄水及び送水施設の改良工事及び維持管理に関すること（送水管理センター及び水道事業所分掌のものを除く。) 。
- 3 場内の水質試験に関すること。

送水管理センター

- 1 送配水業務に関すること（水道事業所分掌のものを除く。) 。
- 2 送配水施設の改良工事及び維持管理に関すること（水道事業所分掌のものを除く。) 。

水道事業所

- 1 給水保証金、給水料金及び量水器使用料に関すること。
- 2 市町村との連絡調整に関すること（所管区域に限る。) 。
- 3 用地の管理及び支障物件の補償に関すること。

- 4 送配水業務に関すること。
- 5 送水施設の維持管理に関すること。
- 6 改良工事の施行に関すること。

水質管理センター

- 1 水質の調査及び試験に関すること（浄水場分掌のものを除く。）。
- 2 市町村水道水質検査受託事業に関すること。

水道センター

- 1 給水料金その他収入に関すること。
- 2 水道の開閉及び名義に関すること。
- 3 給水装置に関すること。
- 4 用地の管理及び支障物件の補償に関すること。
- 5 取水、浄水及び送配水業務に関すること。
- 6 取水、浄水及び送配水施設の維持管理に関すること。
- 7 水質に関すること。
- 8 改良工事の施行に関すること。
- 9 その他水道事業に関すること。

議会事務局

- 1 本会議及び委員会に関すること。
- 2 会議録に関すること。
- 3 議員の報酬及び費用弁償に関すること。
- 4 議決及び決定事項の処理に関すること。
- 5 請願及び陳情に関すること。
- 6 議会の広報に関すること。
- 7 職員の服務に関すること。
- 8 予算、決算及び経理に関すること。
- 9 文書の受発及び保管に関すること。
- 10 公印の保管に関すること。
- 11 その他庶務に関すること。

監査委員事務局

- 1 監査委員に関すること。
- 2 監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）に関すること。
- 3 監査等の結果の報告及び公表に関すること。
- 4 職員の服務に関すること。

- 5 予算、決算及び経理に関すること。
- 6 文書の受発及び保管に関すること。
- 7 公印の保管に関すること。
- 8 その他庶務に関すること。

2 議決事項等

(1) 議会議決事項等

○7月臨時会

【報 告】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	2.7.21	2.7.21	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書報告の件	議決不要
第2号	2.7.21	2.7.21	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算繰越計算書報告の件	議決不要

○11月定例会

【議 案】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	2.11.13	2.11.13	大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例一部改正の件	原案可決
第2号	2.11.13	2.11.13	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	原案可決
第3号	2.11.13	2.11.13	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	原案可決

【報 告】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第1号	2.11.13	2.11.13	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	認 定
第2号	2.11.13	2.11.13	令和元年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	認 定
第3号	2.11.13	2.11.13	令和元年度決算に基づく資金不足比率報告の件	議決不要
第4号	2.11.13	2.11.13	債権放棄報告の件	議決不要

○ 2 月定例会

【議 案】

番 号	提 出 年月日	議決等 年月日	件 名	議決結果
第 1 号	3 . 2 . 16	3 . 2 . 16	大阪広域水道企業団水道企業条例等一部改正の件	原案可決
第 2 号	3 . 2 . 16	3 . 2 . 16	大阪広域水道企業団水道事業給水条例一部改正の件	原案可決
第 3 号	3 . 2 . 16	3 . 2 . 16	令和 2 年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	原案可決
第 4 号	3 . 2 . 16	3 . 2 . 16	令和 2 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件	原案可決
第 5 号	3 . 2 . 16	3 . 2 . 16	令和 3 年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件	原案可決
第 6 号	3 . 2 . 16	3 . 2 . 16	令和 3 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件	原案可決

(2) 行政官庁許認可事項

① 水道用水供給事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 44 号	R 2. 7. 31	総務大臣	令和 2 年度水道事業の起債に対する同意	
大阪府指令環衛 第 1 9 8 6 号	R 1. 10. 25	大阪府知事	平成 31 年度大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書	交付額 58,608 千円
大阪府指令環衛 第 1 8 5 3 号	R 2. 9. 8	大阪府知事	令和 2 年度（厚生労働省繰越分）大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書	交付額 1,114,653 千円

② 市町村域水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
大阪府指令環衛 第 1 8 5 3 号	R 2. 9. 8	大阪府知事	令和 2 年度（厚生労働省繰越分）大阪府生活基盤施設耐震化等補助金交付決定書	交付額（全体額） 1,114,653 千円
総財営第 44 号	R 2. 7. 31	総務大臣	令和 2 年度水道事業の起債に対する同意	

③ 工業用水道事業

番 号	許 認 可 年 月 日	行政官庁	件 名	摘 要
総財営第 45 号	R 2. 7. 31	総務大臣	令和 2 年度工業用水道事業の起債に対する同意	
20200323 財地第 16 号	R 2. 4. 1	経済産業大臣	令和 2 年度工業用水道事業費補助金交付決定通知書（大阪広域水道企業団工業用水道改築事業）	交付額 204,300 千円

(3) 条例等の制定・改正・廃止

1 条例

(1) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例 (R2. 11. 20 公布、R3. 1. 1 施行)

- ・基本料金単価を、1 立方メートルにつき、現行の32. 4円から31. 3円に1. 1円値下げした。
- ・超過料金単価を、1 立方メートルにつき、現行の85. 6円から80. 2円に5. 4円値下げした。
- ・使用料金単価を、1 立方メートルにつき、現行の10. 4円から8. 8円に1. 6円値下げした。
- ・保証金単価を、1 立方メートルにつき、現行の42. 8円から40. 1円に2. 7円値下げした。
- ・負担金の算定方法を定めたほか、所要の改正を行った。

(2) 大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部を改正する条例 (R3. 2. 24 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町（以下「統合団体」という。）との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。

〔主な改正内容〕

- ・用水供給事業の給水対象から、統合団体を除いた。
- ・統合団体の区域に給水する4水道事業を新たに設置した。
- ・地方公営企業法の規定に基づき作成し公表する業務状況書の取扱いについて経過措置を定めた。
- ・統合団体の条例の規定によりなされた処分等に関する経過措置を定めた。
- ・大阪広域水道企業団職員の定数を692人とした。
- ・聴聞に係る手続等に関する経過措置を定めた。
- ・職員の分限の処分、懲戒の処分、育児休業又は育児短時間勤務の承認、給与の減額等に関する経過措置を定めた。
- ・統合団体で締結された長期継続契約を企業団が承継することについて経過措置を定めた。

〔関係条例〕

- ・大阪広域水道企業団水道企業条例 ほか9条例

(3) 大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例 (R3. 2. 24 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・当企業団が藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町の区域において実施する水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めたほか、所要の改正を行った。

2 規則

(1) 大阪広域水道企業団暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則 (R2. 11. 20 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・大阪広域水道企業団が公告等を行う公共工事等から、暴力団の排除を図るため、暴力団の排除に係る措置に関する事項を定めた。

(2) 大阪広域水道企業団情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 (R3. 3. 31 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。

(3) 大阪広域水道企業団個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則 (R3. 3. 31 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、所要の改正を行った。
- (4) 大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則 (R3. 3. 31 公布、R3. 4. 1 施行)
- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則に基づく手続及び様式の使用について経過措置を定めた。

3 管理規程

- (1) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R2. 5. 28 公布、R2. 6. 1 施行)
- ・負担金について、1 立方メートル当たりの負担額の算出根拠を改正した。
- (2) 泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R2. 7. 6 公布、施行)
- ・料金の分納を願い出る際に保証人の連署を要する規定を削除した。
- (3) 大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程 (R2. 7. 15 公布、施行)
- ・大阪広域水道企業団運営協議会の総会等において、会議の招集が困難な際も議事について書面による議決を行えるよう、規定の整備を行った。
- (4) 大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程 (R2. 11. 11 公布、施行)
- ・雇用保険法施行規則の一部改正により、特定受給資格者の要件に、本人又は同居の親族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有することその他の職業安定局長が定める理由が暫定措置として規定されたことに伴い、所要の改正を行った。
- (5) 大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R2. 11. 20 公布、R3. 1. 1 施行)
- ・負担金の算定方法を大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例に規定したことに伴い、当該条文を削除した。
- (6) 大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程及び一般職の任期付職員の採用等に関する規程の一部を改正する規程 (R2. 11. 30 公布、施行)
- ・人事院の勧告を踏まえ、期末手当を年間0.05月分引き下げた。
- (7) 大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 (R2. 12. 3 公布、R3. 4. 1 施行)
- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、企業団にそれぞれの区域の水道事業を行う水道センターを置いた。
 - ・水道センターに置く職を定めた。
- (8) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (R3. 2. 9 公布、施行)
- ・押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行により、水道法施行規則に定める指定給水装置工事事業者指定申請書等の様式中の押印欄が削除されたことを踏まえ、規程に定める指定給水装置工事事業者証再交付申請書 (様式第2号) についても押印欄を削除した。
- (9) 藤井寺水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (R3. 3. 31 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・藤井寺市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、藤井寺水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (10) 大阪狭山水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)
- ・大阪狭山市との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、大阪狭山水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (11) 熊取水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)
- ・熊取町との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、熊取水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (12) 河南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)
- ・河南町との水道事業の統合に伴う大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、河南水道事業に係る同条例の施行に関し必要な事項を定めた。
- (13) 大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)
- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、所要の経過措置を定めた。
- (14) 大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)
- ・水道センターに係る業務の調整を行うため、経営管理部に広域調整課を設置した。
 - ・新たな組織の設置に伴い、経営管理部の分掌事務を変更した。
 - ・水道センターに所長補佐を置くことができることとし、その職務権限を定めた。
 - ・新たな組織の設置に伴い、経営戦略担当部長の職務権限を変更した。
- (15) 大阪広域水道企業団浄水場長等の職にある職員に事務を委任する規程の一部を改正する規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)
- ・給水条例第19条に規定する給水契約の証明に関する事務を水道センター所長に委任することとした。
- (16) 大阪広域水道企業団職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)
- ・管理職手当を支給する職員の職の改正を行った。
 - ・管理職手当の月額を改正した。
- (17) 大阪広域水道企業団会計規程の一部を改正する規程 (R3. 3. 31公布、R3. 3. 31及びR3. 4. 1施行)
- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、会計の区分を追加した。
 - ・その他必要な規定の整備を行った。
- (18) 大阪広域水道企業団固定資産管理規程の一部を改正する規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)
- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、各市町で令和3年4月1日前になされた行為を企業団の規程に基づいてなされた行為とみなすため、経過措置を定めた。

- ・各市町で定める様式により作成した用紙は、当分の間、企業団の規程で定める様式により作成した用紙として使用することができることとした。
 - ・その他所要の改正を行った。
- (19) 大阪広域水道企業団契約規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・契約締結の手續に関する期間から除外する日について、改正を行った。
 - ・民法の一部改正に伴い、履行遅滞による違約金の年利率改正を行った。
- (20) 大阪広域水道企業団水道技術管理者の職務等に関する規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、水道技術管理者の職務のより円滑な遂行を図るため、水道技術管理補助者を追加した。
 - ・新たな組織の設置に伴い、所要の改正を行った。
- (21) 泉南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、泉南水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (22) 四條畷水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、四條畷水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (23) 阪南水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、阪南水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (24) 豊能水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、豊能水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (25) 忠岡水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、忠岡水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (26) 田尻水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、田尻水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (27) 岬水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程（R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行）
- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、岬水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。
- (28) 太子水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

(R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)

- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、太子水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。

(29) 千早赤阪水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程 (R3. 3. 31公布、R3. 4. 1施行)

- ・大阪広域水道企業団水道事業給水条例の一部改正に合わせて、千早赤阪水道事業に係る同条例の施行に関し所要の改正を行った。

4 訓令

(1) 大阪広域水道企業団事務決裁規程の一部改正 (R3. 3. 31 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・新たな組織の設置に伴い、経営戦略担当部長の専決事項を変更した。
- ・その他所要の改正を行った。

5 議会規則

(1) 大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則 (R3. 2. 16 公布、施行)

- ・一般質問の方法について、質問回数に制限を設けない一問一答方式を新たに設けたほか、所要の改正を行った。

6 議会規程

(1) 大阪広域水道企業団議会公印規程の一部を改正する規程 (R2. 4. 14 公布、施行)

- ・大阪広域水道企業団議会公印規程の規定について、文言の整理を行った。

7 監査委員規程

(1) 大阪広域水道企業団監査委員公印規程の一部を改正する規程 (R2. 4. 14 公布、施行)

- ・大阪広域水道企業団監査委員公印規程の規定について、文言の整理を行った。

(2) 大阪広域水道企業団監査規程の一部を改正する規程 (R3. 3. 31 公布、R3. 4. 1 施行)

- ・藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、大阪広域水道企業団監査規程に基づく監査の実施について経過措置を定めた。

3 建設事業

(1) 水道用水供給事業

① 拡張事業の推移

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (億円)	計画給水量 (m ³)		事業内容	給水対象
				事業別	累計		
第1次 建設事業	昭和23年度 ～ 昭和25年度	3	4.8	35,000 (沈殿水)	35,000	庭窪浄水場 沈殿水	守口市、門真市、寝屋川市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、堺市の8市
第2次 拡張事業	昭和25年度 ～ 昭和31年度	7	22.2	78,500	113,500	庭窪浄水場 浄水	第1次の対象市に松原市、羽曳野市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、藤井寺市、高石市を加えた17市
第3次 拡張事業	昭和32年度 ～ 昭和34年度	3	7.5	40,000	153,500	庭窪浄水場 浄水	第2次までの対象市に高槻市、茨木市、吹田市、豊中市、箕面市、摂津市を加えた23市
第1次 改良事業	昭和31年度 ～ 昭和37年度	7	7.7	25,000 (沈殿水) 24,500	203,000	庭窪浄水場 沈殿水・浄水	
第4次 拡張事業	昭和35年度 ～ 昭和40年度	6	130	330,000	533,000	村野浄水場 浄水	第3次までの対象市に枚方市、四條畷市、富田林市、交野市、大阪狭山市、熊取町を加えた28市1町
第5次 拡張事業	昭和40年度 ～ 昭和47年度	8	384.3	917,000	1,450,000	村野浄水場 浄水	第4次までの対象市町に泉南市、田尻町、阪南市、岬町、忠岡町を加えた30市4町
第6次 拡張事業	昭和47年度 ～ 昭和54年度	8	1,366.90	550,000	2,000,000	村野浄水場 浄水	第5次までの対象市町に同じ
第7次 拡張事業	昭和55年度 ～ 平成22年度	31	3,110.00	160,000	2,160,000	三島浄水場 浄水	第6次までの対象市町に池田市、河内長野市、島本町、太子町、河南町、千早赤阪村、豊能町、能勢町を加えた32市9町1村

② 改良事業の推移

事業の区分	事業年度	事業費	事業内容
第2次改良事業	昭和42年度 昭和43年度	2 2	庭窪浄水場 薬品注入設備等増設及び改良
第3次改良事業	昭和44年度 昭和45年度	2	庭窪浄水場 排泥設備築造及び電気設備改良
送水管整備事業	昭和51年度 昭和53年度	3	第2次事業の送水管整備
第1次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和54年度 昭和58年度	5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 管理設備整備 赤水防止対策
第2次 浄水・送水施設 整備事業等	昭和59年度 昭和63年度	5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	昭和59年度 昭和63年度	5	東部水道事業所管内 第1、2次事業の送水管整備
第3次 浄水・送水施設 整備事業等	平成元年度 平成5年度	5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成元年度 平成5年度	5	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
第4次 浄水・送水施設 整備事業等	平成6年度 平成10年度	5	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成6年度 平成10年度	5	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
安全対策事業	平成8年度 平成10年度	3	北部、東部、南部水道事業所管内 水管橋継手補強
第5次 浄水・送水施設 整備事業等	平成11年度 平成16年度	6	庭窪浄水場・村野浄水場他 老朽施設改良 安定化対策
送水管更生事業	平成11年度 平成16年度	6	北部、東部、南部水道事業所管内 第1、2、3次事業の送水管整備
安全対策事業	平成11年度	1	北部、南部水道事業所管内 水管橋継手補強
中期整備事業 (第1期)	平成17年度 平成21年度	5	老朽化対策 震災対策 安定化対策
中期整備事業 (第2期)	平成22年度 平成26年度	5	老朽化対策 震災対策 安定化対策
中期整備事業 (第3期)	平成27年度 令和元年度	5	老朽化対策 震災対策 安定化対策
経営戦略 2020-2029	令和2年度 令和11年度	10	取水・浄水施設の更新・耐震化 送水施設の更新・耐震化 設備の更新

③ 施設整備

昭和 26 年から給水を開始した旧大阪府水道部の水道用水供給事業は、給水開始後約 70 年余りの歳月が経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

将来にわたって水を安定供給していくためには、経営の合理化・効率化を推進するとともに、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していく必要がある。

企業団では、平成 24 年 3 月に策定した「大阪広域水道企業団将来構想」及び各種計画（施設整備マスタープラン及び中期経営計画）に基づき、安全で良質な水の安定供給、災害に対する安全性の強化、新たな水処理課題等への対応に向けた取組等を推進してきた。

令和 2 年度からは、「施設整備マスタープラン」及び中期経営計画の後継計画として令和 2 年 3 月に策定した「経営戦略 2020-2029」に基づき、アセットマネジメントの実践による長寿命化を図りつつ、効率的な施設整備を進めている。

【経営戦略 2020-2029】

経営戦略 2020-2029 では、施設整備マスタープランに基づき、施設の適切な維持管理により延命化を図るとともに、老朽度や重要度などを評価し優先順位を定め、効率的かつ計画的な整備を進める。

・事業年度	令和 2 年度～令和 11 年度
・事業期間	10 ヶ年
・事業費	211,500,000 千円

④ 水資源の開発

(ア) 水源計画

近年の大阪府内における水需要の減少傾向により、水需要予測値との乖離が見られるようになったため、平成 21 年 11 月に将来水需要予測を見直し、それに基づく水源計画を公表した。

以降、平成 26 年 8 月と令和元年 7 月に水需要予測を見直しているが、それに基づく水源計画の改定は行っていない。

① 水需要予測結果

	平成 21 年度予測 (目標:H32 年度)	平成 26 年度予測 (目標 : H37 年度)	令和元年度予測 (目標 : R12 年度)
一日最大給水量	1 6 8 万 m ³ ⇒	1 5 8 万 m ³	⇒ <u>1 4 6 万 m³</u>
一日平均給水量	1 4 9 万 m ³ ⇒	1 3 9 万 m ³	⇒ <u>1 3 2 万 m³</u>

② 水源確保量 (必要水源量) 1 6 5 万 m³

近年の少雨化傾向を考慮。10 年に 1 回程度の渇水に対応できる安全度を見込む。

(一日平均給水量 1 3 2 万 m³ ÷ 水源の利水安全度 0. 8 0)

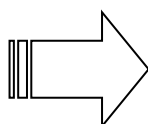
③ 水源計画の内訳

変更前の計画 (H17. 8 ～)

現在の計画 (H21. 11～)

【単位: 万 m³/日】

安威川ダム	1
紀の川大堰	1
府工水転用	7
既 得	222



安威川ダム	0	撤退
紀の川大堰	0	撤退
府工水転用	0	中止
既 得	222	

計 231

計 222

(イ) 水資源開発事業の概要図



(2) 市町村域水道事業

創設認可事業計画

事業の区分	事業年度	年数 (か年)	事業費 (百万円)	計画給水人口 (人)	計画一日最大給水量 (m ³)	主要事業
四條畷 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	3,288	57,300	18,740	・中野ポンプ場機能移転 ・老朽化施設更新 等
太子 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	1,048	13,800	4,510	・板屋橋浄水場 紫外線処理設備設置 ・老朽化施設更新 等
千早赤阪 水道事業	平成29年度 ～ 令和8年度	10	1,105	5,500	2,640	・村内連絡管の整備 ・老朽化施設更新 等
泉南 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	2,859	61,500	21,920	・中央配水場（共同配水池） の整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
阪南 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	4,428	54,000	19,210	・淡輪高区配水池共同利用 に伴う連絡管整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
豊能 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	2,300	19,300	6,830	・集中監視制御設備の集約 ・施設統廃合に伴う連絡管 整備 ・老朽化施設更新 等
忠岡 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	991	16,800	6,030	・北出配水場の整備、統廃合 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
田尻 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	912	9,000	3,690	・中央配水場（共同配水池） の整備 ・施設統廃合に伴う連絡管 整備 ・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等
岬 水道事業	令和元年度 ～ 令和10年度	10	1,399	15,400	7,370	・集中監視制御設備の集約 ・老朽化施設更新 等

(3) 工業用水道事業

① 建設事業の推移

事業の区分			事業年度 カ年		事業費 (億円)	事業内容	給水区	域
水部（旧） 道工業用北 業業	三島系	第3次事業	昭和39年度 ～ 昭和44年度	6	84.5	地盤沈下対策	豊中市、吹田市、茨木市、 高槻市、摂津市	
（旧）東・南部工業用水道事業	大庭系	第1次事業	昭和34年度 ～ 昭和37年度	4	10.5	産業基盤整備	守口市、門真市、東大阪市、堺市	
		第2次事業	昭和37年度 ～ 昭和44年度	8	127.3	産業基盤整備	堺市、高石市、泉大津市	
		第4次事業	昭和40年度 ～ 昭和44年度	5	50.3	地盤沈下対策	守口市、門真市、寝屋川市、大東市、 東大阪市、八尾市、堺市、四條畷市、 柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市	
		第5次事業	昭和51年度 ～ 昭和54年度	4	75.6	地盤沈下対策	泉大津市、岸和田市、 貝塚市、和泉市、忠岡町	
		継続事業	昭和62年度 ～ 平成6年度	8	76.4	産業基盤整備	泉佐野市、泉南市、田尻町	
排水処理施設 建設事業			昭和48年度 ～ 昭和50年度	3	34.4	—	—	

・事業年度事業費には関連事業を含む。

② 改築事業の推移

事業の区分		事業年度 カ年		事業費 (億円)	事業内容
改築 事業補助		平成7年度 ～ 平成16年度	10	157.6	地盤沈下対策
中期 整備 事業	第1期	平成17年度 ～ 平成21年度	5	168.9	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
	第2期	平成22年度 ～ 平成26年度	5	173.4	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
	第3期	平成27年度 ～ 令和元年度	5	119.7	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新
戦経 略営		令和2年度 ～ 令和11年度	10	571	取水・浄水施設の更新・耐震化 配水管路の更新・耐震化 設備の更新

・平成23年4月1日 大阪広域水道企業団が大阪府水道部から事業を承継。

③ 施設整備

昭和 37 年度から給水を開始した工業用水道事業は、事業創設後 60 年近く経過しており、施設全般にわたり、老朽・劣化が進行していることから、大幅な更新整備を必要とする時期にきている。

将来にわたって水を安定給水していくためには、経営の合理化・効率化を推進するとともに、施設全体の需要に応じた老朽・劣化対策、安定化対策並びに耐震化対策を実施していく必要がある。

企業団では、平成 24 年 3 月に策定した「大阪広域水道企業団将来構想」及び各種計画（施設整備マスタープラン及び中期経営計画）に基づき、低廉な水の安定供給、災害に対する安全性の強化に向けた取組等を推進してきた。

令和 2 年度からは、「施設整備マスタープラン」及び中期経営計画の後継計画として令和 2 年 3 月に策定した「経営戦略 2020-2029」に基づき、アセットマネジメントの実践による長寿命化を図りつつ、効率的な施設整備を進めている。

【経営戦略 2020-2029】

経営戦略 2020-2029 では、施設整備マスタープランに基づき、施設の適切な維持管理により延命化を図るとともに、老朽度や重要度などを評価し優先順位を定め、効率的かつ計画的な整備を進める。

・事業年度	令和 2 年度～令和 11 年度
・事業期間	10 ヶ年
・事業費	57,100,000 千円

4 浄水施設概要

(1) 水道用水供給事業

① 村野浄水場

枚方市磯島北町地先淀川左岸の磯島取水場で原水を取水し、導水ポンプで村野浄水場まで送り、沈澱、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、摂津市、守口市を除く 40 市町村に高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 179 万 7 千 m³/日

・主要施設

種 別		区 分	数 量	種 別		区 分	数 量
取水施設		取水口	1 ケ所	浄水施設	階層系	凝集沈澱池	32 池×2 棟
		制水塔	1 基			急速ろ過池	12 池×2 棟
		沈砂池	8 池			オゾン接触池	4 池×2 棟
		取水ポンプ	3 台			粒状活性炭吸着池	12 池×2 棟
		導水ポンプ	12 台			棟内浄水池	2 池×2 棟
浄 水 施設	平面系	W1 系凝集沈澱池	4 池	浄水施設		浄水池（棟外）	3 池
		W2 系凝集沈澱池	4 池			E 系浄水池	5 池
		E 系凝集沈澱池	12 池	送水施設		送水ポンプ（第 1 P）	8 台
		W 系急速ろ過池	22 池			送水ポンプ（第 2 P）	3 台
		E 系急速ろ過池	24 池	排水処理施設		濃縮槽	5 槽
		オゾン接触池	8 池			加圧脱水機	16 台
		粒状活性炭吸着池	32 池				
		棟内浄水池	2 池				

② 庭窪浄水場

守口市大庭町地先淀川左岸で原水を取水し、沈でん、生物処理施設にてアンモニア態窒素等の除去を行い、砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、微粉炭及び微小生物の流出対策としてさらに後ろ過処理を行い、3市（守口市、門真市、東大阪市）他、南大阪地域にも枚岡ポンプ場を経由し、高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 20万3千m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	取水口	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過池	6池×2系統
	制水塔	1基		オゾン接触池	2段×2列 ×2系統
	沈砂池	2池		粒状活性炭吸着池	6池×2系統
	取水ポンプ	4台		後ろ過機	9台（うち1台予備）
				浄水池	2池×2系統
導水施設	原水調整池	2池	送水施設	送水ポンプ	5台
浄水施設	凝集沈澱池	4池×2系統	排水処理施設	大庭浄水場へ送泥	
	生物接触ろ過池	10池			
	2次凝集池	3段×3列 ×2系統			

③ 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水施設まで送り、生物処理施設でアンモニア態窒素及びマンガン等の除去を行い、沈でん処理した後、万博公園浄水施設で砂ろ過に加えて、オゾン処理、粒状活性炭処理による高度浄水処理を行い、6市（吹田市、摂津市、茨木市、豊中市、箕面市、池田市）に高度浄水処理水を供給している。

・施設能力 33万m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設 (他市及び府 工水との共 同施設)	取水口	1ヶ所	排水処理施設	濃縮槽	3槽（上・工共用）
	取水塔	1基		加圧脱水機	6台（上・工共用）
	沈砂池	8池	浄水施設	急速砂ろ過池	24池（万）
	導水ポンプ	2台（上水）		オゾン接触池	4池（万）
浄水施設	生物処理施設	4ユニット		粒状活性炭吸着池	10池（万）
	凝集沈澱池	8池		浄水池（塩素混和池含む）	4池（万）
	調整池	1池	送水施設	送水ポンプ	5台（万）
送水施設	送水ポンプ	5台	排水処理施設	加圧脱水機	3台（万）

（万）：万博公園浄水施設

(2) 市町村域水道事業

① 田原浄水場（四條畷水道事業）

地下水（深井戸）を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により浄水処理を行い、田原低区配水池へ送水し、自然流下で上田原・下田原地区に給水している。

・施設能力 340 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	さく井	2ヶ所	浄水施設	洗浄ポンプ	1台
	取水ポンプ	2台		着水井	1池
導水施設	導水管	158m		浄水池	2池
浄水施設	急速ろ過機	2基		塩素滅菌設備	タンク1基 ポンプ2台
	ろ過ポンプ	2台	送水施設	送水ポンプ	2台

② 孝子浄水場（岬水道事業）

説明文

・施設能力 4,200 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	取水ダム	1ヶ所	浄水施設	急速ろ過池	2池
	取水ゲート	3基		浄水池	1池
導水施設	導水管	742m		塩素滅菌設備	タンク1基
浄水施設	高速凝集沈殿池	2池			ポンプ3台

③ 板屋橋浄水場（太子水道事業）

地下水を水源とし、前塩素処理後、急速ろ過により鉄・マンガンを除去して磯長台配水池へ送水し、自然流下で低区に供給している。

・施設能力 3,400 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	さく井	3ヶ所	送水施設	送水ポンプ	3台
	取水ポンプ	3台			
導水施設	導水管	214m	排水処理施設	洗浄排水貯水池	2池
浄水施設	急速ろ過機	4基			
	塩素滅菌設備	タンク1槽 注入ポンプ4台			
	浄水池	1池			

④ 千早浄水場（千早赤阪水道事業）

千早地区黒梶谷の第1・第2水源を水源とし、浄水場で沈砂・膜ろ過を行い配水池へ送水、減圧水槽を経由して自然流下で配水する。

・施設能力 320 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	取水口	2ヶ所	浄水施設 薬品注入施設	塩素注入ポンプ (消毒用)	2台
	沈砂池	1池(2系統)			
	原水ポンプ井	1池		塩素注入ポンプ (洗浄用)	2台
	オートストレーナ	1基			
	原水槽	1槽			
浄水施設	膜ろ過装置	2ユニット			
	浄水池(逆洗水槽)	1槽			

⑤ 岩井谷浄水場（千早赤阪水道事業）

表流水と伏流水を水源とし、浄水場で凝集沈澱・急速ろ過を行い、自然流下で上東阪配池へ送水する。上東阪配水池から下東阪配水池へ自然流下で送水、中津原ポンプ場で加圧により中津原高区配水池へ送水する。各配水池より配水区域へ自然流下で配水する。

・施設能力 1,650 m³/日

・主要施設

種 別	区 分	数 量	種 別	区 分	数 量
取水施設	取水口 (集水井含む)	2ヶ所	薬品注入設備	PAC 注入ポンプ (着水井出口)	2台
	取水ポンプ (集水井)	2台		塩素注入ポンプ (浄水池=混和池)	2台
	接合井	1池			
	着水井	1池			
	フロック形成池	1池			
浄水施設	薬品沈澱池	1池(2系統)			
	急速ろ過機	2基			
	浄水池	1池			

(3) 工業用水道事業

① 大庭浄水場

守口市佐太中町地先淀川左岸で原水を取水し、沈澱処理を行った後、淀川以南地域の 347 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 60 万 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設	取水口	1 ケ所	浄水施設	凝集沈澱池	12 池
	制水塔	1 基		調整池	3 池
	沈砂池	2 池	配水施設	配水ポンプ	7 台
	取水ポンプ	6 台	排水処理施設	濃縮槽	4 槽
				加圧脱水機	7 台 (うち上水分 1 台)

② 三島浄水場

摂津市一津屋地先淀川右岸の一津屋取水場で原水を取水し、導水ポンプで三島浄水場まで送り、沈澱処理を行った後、北大阪地域の 70 事業所に工業用水を供給している。

・施設能力 20 万 m³/日

・主要施設

種別	区分	数量	種別	区分	数量
取水施設 (他市及び企業団上水との共同施設)	取水口	4 ケ所	浄水施設 (工水)	凝集沈澱池	4 池
	取水塔	1 基		調整池	2 池
	沈砂池	8 池	配水施設	配水ポンプ	4 台
	導水ポンプ	2 台 (工水)	排水処理施設	濃縮槽	3 槽 (上・工共用施設)
				加圧脱水機	6 台 (上・工共用施設)

5 料金の変遷

(1) 水道用水供給事業

(1 m³当たり)

年 月 日	沈 で ん 水	浄 水
昭 和 25. 5. 31	5 円	—
昭 和 27. 4. 1	6 円	—
昭 和 28. 4. 1	7 円 5 0 銭	—
昭 和 30. 4. 1	—	1 2 円 5 0 銭
昭 和 40. 4. 1	8 円	1 6 円
昭 和 49. 6. 1	1 0 円	1 9 円 7 0 銭
昭 和 51.10. 1	1 7 円 7 0 銭	2 9 円 7 0 銭
昭 和 52.10. 1	2 0 円 2 0 銭	4 3 円 7 0 銭
昭 和 53.10. 1	—	4 8 円 7 0 銭
昭 和 59.10. 1	2 4 円 5 0 銭	5 7 円 2 0 銭
平 成 元. 4. 1	2 3 円 7 9 銭	5 5 円 5 4 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 3 を乗じて得た額	
平 成 5. 4. 1	4 2 円 7 5 銭	7 4 円 5 0 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 3 を乗じて得た額	
平 成 9. 4. 1	4 2 円 7 5 銭	7 4 円 5 0 銭
	水量に対し、それぞれの割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額	
平 成 10. 4. 1	(平成10. 3月末削除)	7 4 円 5 0 銭
		水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額
平 成 12.10. 1	—	8 8 円 1 0 銭
		水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額
平 成 22. 4. 1	—	7 8 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額
平 成 25. 4. 1	—	7 5 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額
平 成 26. 4. 1	—	7 5 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額
平 成 30. 4. 1	—	7 2 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 0 8 を乗じて得た額
令 和 元. 10. 1	—	7 2 円
		水量に対し、上記の割合で計算した額に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額

(2) 市町村域水道事業

① 水道料金

泉南水道事業

専用給水装置

年 月 日	用途	メーターの口径等	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 31. 4. 1	一般用	20mm以下	0m ³ 826 円	1m ³ 以上6m ³ 以下 17 円
				7m ³ 以上20m ³ 以下 137 円
				21m ³ 以上30m ³ 以下 160 円
				31m ³ 以上50m ³ 以下 193 円
				51m ³ 以上100m ³ 以下 231 円
				101m ³ 以上200m ³ 以下 268 円
				201m ³ 以上 305 円
		25mm	0m ³ 2,350 円	1m ³ 以上100m ³ 以下 231 円
		30mm	0m ³ 3,550 円	101m ³ 以上200m ³ 以下 268 円
		40mm	0m ³ 7,350 円	201m ³ 以上1,000m ³ 以下 305 円
		50mm	0m ³ 12,350 円	1,001m ³ 以上 324 円
		75mm以上	0m ³ 37,350 円	
	湯屋用		200m ³ まで 17,850 円	201m ³ 以上 154 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

共用給水装置

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 31. 4. 1	共用栓	826円に世帯数を乗じて得た額	1m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え6m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 17 円
			6m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え20m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 137 円
			20m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え30m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 160 円
			30m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え50m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 193 円
			50m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え100m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 231 円
			100m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え200m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで 268 円
			200m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超える分 305 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

臨時用

年 月 日	水量	料金
平成 31. 4. 1	1m ³ につき	486 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

親メーター及び子メーターを設置するもの

年 月 日	水量	料金
平成 31. 4. 1	親メーターの指示水量から子メーターの指示水量の総和を差し引いた水量1m ³ につき	150 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

四條暖水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 29. 4. 1	一般用	5m ³ まで 732 円	—
		10m ³ まで 1,028 円	10m ³ を超え15m ³ までの分 148 円
			15m ³ を超え25m ³ までの分 178 円
			25m ³ を超え50m ³ までの分 238 円
			50m ³ を超え100m ³ までの分 296 円
			100m ³ を超え500m ³ までの分 336 円
			500m ³ を超え1,000m ³ までの分 366 円
			1,000m ³ を超える分 386 円
	公衆浴場用	300m ³ まで 25,200 円	300m ³ を超え1,000m ³ までの分 108 円
			1,000m ³ を超える分 118 円
	臨時用	5m ³ まで 3,500 円	5m ³ を超える分 600 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

阪南水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 29. 4. 1	家事専用	8m ³ 924 円	8m ³ を超え10m ³ まで 131 円
			10m ³ を超え15m ³ まで 150 円
			15m ³ を超え20m ³ まで 169 円
			20m ³ を超え30m ³ まで 206 円
			30m ³ を超え50m ³ まで 243 円
			50m ³ を超え100m ³ まで 290 円
			100m ³ を超え200m ³ まで 346 円
			200m ³ を超え 383 円
	家事共同	8m ³ ×戸（室）数 924円×戸（室）数	8m ³ を超え10m ³ まで 131 円
			10m ³ を超え15m ³ まで 150 円
			15m ³ を超え20m ³ まで 169 円
			20m ³ を超え30m ³ まで 206 円
			30m ³ を超え50m ³ まで 243 円
			50m ³ を超え100m ³ まで 290 円
			100m ³ を超え200m ³ まで 346 円
			200m ³ を超え 383 円
	家事共用	8m ³ 831 円	8m ³ を超え10m ³ まで 122 円
			10m ³ を超え15m ³ まで 150 円
			15m ³ を超え20m ³ まで 169 円
			20m ³ を超え30m ³ まで 206 円
			30m ³ を超え50m ³ まで 243 円
			50m ³ を超え100m ³ まで 290 円
			100m ³ を超え200m ³ まで 346 円
			200m ³ を超え 383 円
	営業・会社 官公署用	20m ³ 3,174 円	20m ³ を超え30m ³ まで 216 円
			30m ³ を超え50m ³ まで 253 円
			50m ³ を超え100m ³ まで 299 円
			100m ³ を超え200m ³ まで 355 円
			200m ³ を超え 392 円
	公衆浴場用	200m ³ 18,667 円	200m ³ を超え 164 円
	工事・その他一時 使用	20m ³ 6,667 円	20m ³ を超え 415 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

豊能水道事業

年 月 日	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金 (水量 1 m ³ につき)	
平成 3 1 . 4 . 1	一般用	20mm以下	1, 180円	1 m ³ 以上10m ³ まで	144円
				11m ³ 以上20m ³ まで	184円
				21m ³ 以上30m ³ まで	234円
				31m ³ 以上40m ³ まで	294円
				41m ³ 以上70m ³ まで	364円
				71m ³ 以上100m ³ まで	444円
				101m ³ 以上	534円
				25mm	1, 840円
		11m ³ 以上20m ³ まで	184円		
		21m ³ 以上30m ³ まで	234円		
		31m ³ 以上40m ³ まで	294円		
		41m ³ 以上70m ³ まで	364円		
		71m ³ 以上100m ³ まで	444円		
		101m ³ 以上	534円		
		30mm	2, 620円		
				11m ³ 以上20m ³ まで	184円
				21m ³ 以上30m ³ まで	234円
				31m ³ 以上40m ³ まで	294円
				41m ³ 以上70m ³ まで	364円
				71m ³ 以上100m ³ まで	444円
				101m ³ 以上	534円
				40mm	4, 720円
		11m ³ 以上20m ³ まで	184円		
		21m ³ 以上30m ³ まで	234円		
		31m ³ 以上40m ³ まで	294円		
		41m ³ 以上70m ³ まで	364円		
		71m ³ 以上100m ³ まで	444円		
		101m ³ 以上	534円		
		50mm	7, 360円		
				11m ³ 以上20m ³ まで	184円
				21m ³ 以上30m ³ まで	234円
				31m ³ 以上40m ³ まで	294円
				41m ³ 以上70m ³ まで	364円
				71m ³ 以上100m ³ まで	444円
				101m ³ 以上	534円
				75mm以上	16, 520円
	11m ³ 以上20m ³ まで	184円			
	21m ³ 以上30m ³ まで	234円			
	31m ³ 以上40m ³ まで	294円			
	41m ³ 以上70m ³ まで	364円			
	71m ³ 以上100m ³ まで	444円			
	101m ³ 以上	534円			
公共用	一般用の1.5倍の額		1 m ³ 以上10m ³ まで		
			11m ³ 以上20m ³ まで	184円	
			21m ³ 以上30m ³ まで	234円	
			31m ³ 以上40m ³ まで	294円	
			41m ³ 以上70m ³ まで	364円	
			71m ³ 以上100m ³ まで	444円	
			101m ³ 以上	534円	
			臨時用	一般用のとおり	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

忠岡水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 31. 4. 1	一般専用・ 共用	8m ³ まで 820 円	9m ³ 以上30m ³ まで 150 円
			31m ³ 以上50m ³ まで 220 円
			51m ³ 以上100m ³ まで 300 円
			101m ³ 以上 350 円
	工場用	50m ³ まで 8,500 円	51m ³ 以上100m ³ まで 300 円
			101m ³ 以上 350 円
	公衆浴場用	500m ³ まで 33,000 円	501m ³ 以上 100 円
	官公署用	8m ³ まで 900 円	9m ³ 以上 350 円
	臨時用	使用水量1 m ³ につき 550円	

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

田尻水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 31. 4. 1	専用家事用	8m ³ まで 802 円	9m ³ 以上20m ³ まで 159 円
			21m ³ 以上30m ³ まで 181 円
			31m ³ 以上50m ³ まで 197 円
			51m ³ 以上 219 円
	共同家事用	8m ³ まで 681 円	9m ³ 以上20m ³ まで 159 円
			21m ³ 以上30m ³ まで 181 円
			31m ³ 以上 197 円
	官公署、工場、会 社、営業用その他	15m ³ まで 2,858 円	16m ³ 以上30m ³ まで 229 円
			31m ³ 以上50m ³ まで 263 円
			51m ³ 以上200m ³ まで 308 円
			201m ³ 以上500m ³ まで 320 円
			501m ³ 以上 365 円
	湯屋用	200m ³ まで 14,797 円	201m ³ 以上 121 円
	特殊用	4m ³ まで 1,484 円	5m ³ 以上 422 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

岬水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 31. 4. 1	一般用	6m ³ まで 829 円	7m ³ 以上10m ³ 以下 170 円
			11m ³ 以上20m ³ 以下 190 円
			21m ³ 以上30m ³ 以下 220 円
			31m ³ 以上40m ³ 以下 250 円
			41m ³ 以上50m ³ 以下 290 円
			51m ³ 以上70m ³ 以下 340 円
			71m ³ 以上100m ³ 以下 394 円
			101m ³ 以上200m ³ 以下 474 円
			201m ³ 以上 554 円
	湯屋用	200m ³ まで 30,229 円	201m ³ 以上 200 円
	仮設用	0m ³ 0 円	1m ³ 以上 745 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

太子水道事業

年 月 日	用途	基本料金	超過料金 (1 m ³ 当たり)
平成 29. 4. 1	一般用	0 m ³ 380 円	1 m ³ 以上10 m ³ 以下 114 円
			11 m ³ 以上20 m ³ 以下 138 円
			21 m ³ 以上30 m ³ 以下 171 円
			31 m ³ 以上40 m ³ 以下 195 円
			41 m ³ 以上50 m ³ 以下 228 円
			51 m ³ 以上100 m ³ 以下 261 円
			101 m ³ 以上150 m ³ 以下 300 円
			151 m ³ 以上 338 円
	湯屋用	50 m ³ まで 3,619 円	51 m ³ 以上 95 円
	仮設用	0 m ³ 3,714 円	1 m ³ 以上 619 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

千早赤阪水道事業

年 月 日	用途	基本料金	従量料金 (1 m ³ 当たり)
平成 29. 4. 1	一般用	500 円	1 m ³ 以上10 m ³ 以下 120 円
			11 m ³ 以上20 m ³ 以下 140 円
			21 m ³ 以上30 m ³ 以下 170 円
			31 m ³ 以上40 m ³ 以下 190 円
			41 m ³ 以上 210 円
	業務用	3,700 円	220 円
	臨時用	3,700 円	620 円

※料金は、上記表により算出した額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

② 加入金

泉南水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	52,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	130,000 円	
	25mm	234,000 円	
	30mm	364,000 円	
	40mm	728,000 円	
	50mm	1,274,000 円	
	75mm	3,458,000 円	
	100mm	7,098,000 円	
	150mm	19,604,000 円	
	200mm以上	企業長が定める額	

四條畷水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	20mm以下	180,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	25mm	360,000 円	
	30mm	560,000 円	
	40mm	1,070,000 円	
	50mm	1,860,000 円	
	75mm	4,840,000 円	
	100mm	9,600,000 円	
	150mm	24,700,000 円	
	200mm以上	企業長が定める額	

阪南水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	130,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	170,000 円	
	25mm	340,000 円	
	30mm	510,000 円	
	40mm	930,000 円	
	50mm	1,500,000 円	
	75mm	3,900,000 円	
	100mm	7,400,000 円	
	150mm	21,000,000 円	
	200mm	企業長が定める額	

豊能水道事業

(税抜)

(ア) 吉川、ときわ台、東ときわ台、光風台、希望ヶ丘及び新光風台の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	200,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	300,000 円	
	25mm	440,000 円	
	30mm	660,000 円	
	40mm	1,100,000 円	
	50mm	5,500,000 円	
	75mm	11,000,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(イ) 従前の野間口簡易水道事業及び高山簡易水道事業の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	38,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	95,000 円	
	25mm	171,000 円	
	30mm	266,000 円	
	40mm	533,000 円	
	50mm	933,000 円	
	75mm	2,533,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(ウ) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち余野及び木代の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	495,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	761,000 円	
	25mm	952,000 円	
	30mm	1,142,000 円	
	40mm	1,523,000 円	
	50mm	1,904,000 円	
	75mm	2,857,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(エ) 従前の東部地区簡易水道事業の区域のうち川尻及び切畑の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	619,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	952,000 円	
	25mm	1,190,000 円	
	30mm	1,428,000 円	
	40mm	1,904,000 円	
	50mm	2,380,000 円	
	75mm	3,571,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(オ) 従前の牧簡易水道事業の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	711,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	1,095,000 円	
	25mm	1,369,000 円	
	30mm	1,642,000 円	
	40mm	2,190,000 円	
	50mm	2,738,000 円	
	75mm	4,107,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

(カ) 従前の寺田特設水道事業の区域

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	866,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	1,333,000 円	
	25mm	1,666,000 円	
	30mm	2,000,000 円	
	40mm	2,666,000 円	
	50mm	3,333,000 円	
	75mm	5,000,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

忠岡水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	150,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000 円	
	25mm	300,000 円	
	40mm	1,000,000 円	
	50mm	1,500,000 円	
	75mm	5,000,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

田尻水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	50,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	100,000 円	
	25mm	200,000 円	
	40mm	500,000 円	
	50mm	900,000 円	
	75mm	2,500,000 円	
	100mm	4,000,000 円	
	150mm	13,000,000 円	

特別加入金

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	金額	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	250,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	500,000 円	
	25mm	830,000 円	
	40mm	2,500,000 円	
	50mm	5,000,000 円	
	75mm	16,000,000 円	
	100mm	25,000,000 円	
	150mm	83,000,000 円	

岬水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 31. 4. 1	13mm	150,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000 円	
	25mm	280,000 円	
	30mm	460,000 円	
	40mm	930,000 円	
	50mm	1,630,000 円	
	75mm	4,620,000 円	
	100mm	9,530,000 円	
	150mm	26,320,000 円	
	200mm以上	企業長が定める額	

太子水道事業

(税抜)

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	13mm	160,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000 円	
	25mm	400,000 円	
	30mm	600,000 円	
	40mm	1,000,000 円	
	50mm	2,000,000 円	
	75mm	4,000,000 円	
	100mm以上	企業長が定める額	

千早赤阪水道事業

年 月 日	メーターの口径	加入金	
		新設	増径
平成 29. 4. 1	13mm	160,000 円	増径後のメーターの口径に対応する左記の額から増径前のメーターの口径に対応する左記の額を差し引いた額
	20mm	200,000 円	
	25mm	400,000 円	
	30mm	1,000,000 円	
	40mm	2,000,000 円	
	50mm	4,000,000 円	
	75mm以上	企業長が定める額	

(3) 工業用水道事業

年 月 日	基本料金 (1 m ³ 当たり)	超過料金 (1 m ³ 当たり)	メーター使用料			
昭和37. 4. 1	4 円	10 円	口径 (内径)	使 用 料 (1 個 1 ヶ月)		
			50 ミリメートル 以 下	500 円		
			50 ミリメートル を超え 75 ミリメートル 以 下	1,000 円		
			75 ミリメートル を超え 100 ミリメートル 以 下	2,200 円		
			100 ミリメートル を超え 200 ミリメートル 以 下	2,500 円		
			200 ミリメートル を超え 300 ミリメートル 以 下	2,800 円		
昭和40. 4. 1	5 円 50銭 但し、37年3月完了の施設利用にあっては5 円	11 円	300 ミリメートル を超え 400 ミリメートル 以 下	3,100 円		
			400 ミリメートル を超え 500 ミリメートル 以 下	3,500 円		
			500 ミリメートル を超え 600 ミリメートル 以 下	4,000 円		
			600 ミリメートル を超え 700 ミリメートル 以 下	5,000 円		
			700 ミリメートル を超え 800 ミリメートル 以 下	6,000 円		
昭和43. 3. 29			次のメーター使用料が追加された。 <table><tr><td>800 ミリメートル を超え 900 ミリメートル 以 下</td><td>7,000 円</td></tr></table>		800 ミリメートル を超え 900 ミリメートル 以 下	7,000 円
800 ミリメートル を超え 900 ミリメートル 以 下	7,000 円					
昭和48. 4. 1	9 円	18 円				
昭和50. 1. 1	11 円	22 円				
昭和51. 5. 1	15 円	30 円				
昭和56. 4. 1	23 円	46 円				
平成元. 4. 1	23 円	46 円	上表の金額に100分の103を乗じて得た額			
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 5. 4. 1	37 円	74 円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 8. 4. 1	46 円	92 円				
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の103を乗じて得た額					
平成 9. 4. 1	46 円	92 円	上表の金額に100分の105を乗じて得た額			
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額					
平成21. 4. 1	44円70銭 (使用料金含む)	89円40銭				
	二部料金制に変更 基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の105を乗じて得た額					
平成26. 4. 1	44円70銭 (使用料金含む)	89円40銭	上表の金額に100分の108を乗じて得た額			
	基本料金 (39円10銭) 使用料金 (5円60銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額					
平成28. 4. 1	42円80銭 (使用料金含む)	85円60銭	上表の金額に100分の108を乗じて得た額			
	基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額					
令和元. 10. 1	42円80銭 (使用料金含む)	85円60銭	上表の金額に100分の110を乗じて得た額			
	基本料金 (32円40銭) 使用料金 (10円40銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額					
令和3. 1. 1	40円10銭 (使用料金含む)	80円20銭	上表の金額に100分の110を乗じて得た額			
	基本料金 (31円30銭) 使用料金 (8円80銭)					
	基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額					